

事前評価報告書

事業名: 知的障がいのある子どもへの性暴力防止事業

実行団体: 特定非営利活動法人キャップセンター・ジャパン (大阪)

報告者: 特定非営利活動法人キャップセンター・ジャパン (大阪)

資金分配団体: 一般財団法人大阪府人権協会

実施時期: 2021年4月～2024年2月

対象地域: 大阪府を中心として兵庫県、京都府を含む地域

直接的対象グループ:

間接的対象グループ:

概要

事業概要
(1) 知的障がいのある子どもの性暴力に関する実態・なぜ性暴力にあいやすいのかの調査・課題分析 (2) 自分のからだはまるごとすべて自分のもので自分のからだのことは自分が決めていいことを子どもが理解するための心とからだの境界線を育む予防教育の提供（まず、日常に変化を及ぼすため、知的障がいのある子どもに日常で関わる保護者・教職員、その後に子どもへのプログラム提供へと進む） (3) 予防教育を提供する人材の養成（おとな子どもにプログラムを提供し、プログラム提供後のサポートを行う人材） (4) 日常生活において知的障がいのある子どもの心とからだの境界線を育むとともに、人権意識（自分を大切な存在と思う感覚）という自分を守る核を育むための視覚教材（絵本・翻訳）の作成・頒布
中長期アウトカム
1. 知的障がいのある子どもの権利擁護・性暴力防止に関心を寄せる市民が増える。アドボカシー活動によって、予防分野、ケア・支援分野の取り組みに関する法整備・体制整備の動きが促進する。 2. 知的障がいのある子どもに関わるおとなが心とからだの境界線を育むプログラムを継続して子どもとの日常に生かそうと思う。 3. 知的障がいのある子どもが心とからだの境界線を守るプログラムに参加し、日常生活で学んだ知識やスキルを安心して使うことのできる子どもが増える。 4. 相談窓口・担当者が知的障がいのある子どもの関係する施設や機関に常設される。外部の相談機関の紹介を含め、相談していい、話していいことが子どもたち・子どもの身近なおとなに周知される。
短期アウトカム
つながりづくり 当事者以外を含む予防に取り組むネットワークが構築される。
日常において知的障がいのある子どもの心とからだの境界線を育む知識とスキルを持つおとなが増える。
知的障がいのある子どもが心とからだの境界線について日常で学び、実感する機会が増える。
知的障がいのある子どもの心とからだの境界線を育むプログラム提供のできる実践者が養成される

事業の背景

(1) 社会課題
知的障がいのある子どもへの性暴力防止のための予防の取り組みを促進する
(2) 課題に対する行政等による既存の取り組み状況
障がいのある子どもの暴力被害の実態については、「障がいのある子どもは健常児の4～10倍の割合で虐待を受けると推定される」（初の被害実態調査、2001年）や「子どもの買春・ポルノ被害は、3人に一人が障がいのある子ども」（厚生労働省、2016年）等のデータがあり、障がいのある子どもは健常の子どもより虐待・暴力にあいやすいことが明らかになっている。障がいのある子どもの中でも、人数として最大の知的障がいのある子どもに特化した調査は皆無。データがないから起きていないのではないが、知的障がいのある子どもへの性暴力は社会課題として認識されず、子どもは性暴力被害にあいやすいまま放置されている状況がある。2021年3月16日には 法務省が知的障がいなどがある性犯罪被害者を対象に、検察と警察が連携し、一括して被害状況を聞き取る「代表者聴取」を、4月から試行すると発表したが、性暴力の未然防止・発生防止については対策がほとんど取られてない現状。

評価実施体制

内部/外部	評価担当分野	役職等
内部	事業担当者（事前評価設問検討、分析）	事務局次長 プロジェクトチーム
	事前評価設問検討、分析	プロジェクトチーム（家庭生活支援員・スペシャルニーズプログラムトレーナー）
	事前評価設問検討、分析	プロジェクトチーム（小児科医・スペシャルニーズプログラムトレーナー）
	事前評価設問検討、分析	プロジェクトチーム（思春期相談員・スペシャルニーズプログラムトレーナー）
外部	アンケート対象へのアプローチ	高校生問題を考える会メンバー（概要：障がいのある子どもの高校進学について考える当事者や親、支援者の会です）

評価実施概要

評価実施概要

目的：知的障がいのある子どもをはじめとする障がいのある子どもたちへの性暴力の実態を明らかにするとともに、未然防止・発生防止・悪化防止・再発防止の実現のために必要なことは何かを検討し、その分析に基づき、今後3年間で性暴力防止の取り組みを行う。

期間は2021年6月15日（火）～6月28日（月）。形式はGoogleフォームで72の回答を得た。

設問事項

1. 障がいのある子どもへの性暴力防止のために必要な知識やスキルを学んだのはいつごろか。
2. それは、どのような教育や取り組みだったか。
3. 性暴力被害・性暴力加害を防ぐことは、「あなたにとって」、「あなたが所属する（関わる）団体や機関にとって」「社会にとって」どれくらい重要な課題か。（選択）
4. 障がいのある子どもへの性暴力を防止するための教育や取り組みを実施するのに、難しいと感じていることは何か？（選択）
5. 現在、障がいのある子どもへの性暴力に出会ったとき、相談できる『社会資源（人・団体・機関）』や支援をしてくれる『社会資源』にアクセスできるか？
6. あなたは障がいのある子どもへの性暴力防止には何が必要だと思うか。
7. あなたの知っている障がいのある子どもが性暴力の被害にあっているとしたら、その子どもはすぐに気づいて話してくれる（表現してくれる）と思うか。あなたはその被害にすぐに気づけると思うか。
8. あなたの知っている障がいのある子どもが性暴力の加害をしているとしたら、その子どもは話してくれる（表現してくれる）と思うか。あなたはそのことにすぐに気づけると思うか。

自己評価の総括

オンラインで短期間での実施となったため十分とは言いが、それでも16都府県1政令指定都市にお住まいの72人から回答を得て概ね以下3つのポイントが確認できたことで、「障がいのある子どもへの性暴力はめったに起きないこと」という前提に基づいて氷山の一角しか明らかになっておらず、「障がいがあるから」ということを理由に障がいのある子どもたちが性暴力にあいやすいままの状態が長く放置されてきており、課題に取り組む緊急度、妥当性は高いと考える。

①まだ発覚していないものを含めて各地で障がいのある子どもへの性暴力は起きている事実

②障がいのある子どもたちの居場所は公営・民営を問わず地域に広がっており、そのなかで障がいのある子どもに関わる人も多様で、性暴力の事案の支援を行う可能性のある人は特定の職種・職域だけではないこと

③支援者は誰もが障がいのある子どもへの性暴力に出会う可能性があるにも関わらず、起きるかもしれないという前提でリスクマネジメント、クライシスマネジメントについて学ぶ機会や取り組みが依然として行われていない状態で、支援者、何より当事者である子どもが困っている状態であること

評価結果の要約

評価要素	評価項目	考察（妥当性）	考察（まとめ）
課題の分析	①特定された課題の妥当性	高い	<p>これまでの活動の知見から、（1）支援者の知識・情報の不足、（2）障がいのある子どもがおかれている弱者の立場（権利主体として捉えられていない）、（3）障がいのある子どもを支援する場が少なく、支援者が孤立していることが障がいのある子どもへの性暴力が起きる要因であり、障がいのある子どもへの性暴力防止のネックになっていると考えていたが、調査の分析から浮かび上がった以下のポイントから課題の問題構造の把握はおおむね妥当であったと考える。</p> <p>①性暴力への対応として、「性教育」が多く挙げられている。これは、すでに障がいのある子どもへの性暴力に関わった経験のある人でさえ、性暴力を「性」の問題として捉えて「暴力の問題」「関係性の問題」と捉えられていないことが明らかになった</p> <p>②「性」に対するタブー視や表面上の事象現象に囚われて正常性バイアス等が性暴力を見えなくしている可能性があることが明らかになった</p> <p>③加えて「障がいがあるから」というフィルターによって、「障がいのある子ども」の可能性・能力を限定してしまっている状態もあって、予防的観点での情報・取り組みが圧倒的に不足していることが明らかになった</p> <p>④障がいのある子どもを権利主体として中心におく軸が持てておらず、どうしても傍観者の視点、場合によっては加害者の視点から判断しがちで、当事者である被害を受けた障がいのある子どもが置き去りにされていることが多いと推察できる</p> <p>⑤団体内・あるいは他機関連携が有機的に機能せず、支援者が孤立しがちな状態におかれてしまうが、共通理解・共通言語がなく、障がいのある子どもへの一貫性・継続性のある支援が困難な状態が明らかになった</p> <p>⑥組織、チームで支援し、担当者が変わっても一貫性と継続性が担保された支援が行われる必要があるが、引継ぎなどの情報共有が十分とは言えない状態で、組織として支援していく姿勢や環境がないことが明らかになった</p>
	②特定された事業対象の妥当性	高い	<p>本事業が取り組む課題を解決するためには、事業対象者としては、当初軽度から中程度の知的障がいのある小学生から高校生（特別支援学校高等部を含む）までの子ども・その子どもの保護者など広い範囲での障がいのある子どもの支援者と考えていたが、事前調査により、予防的観点を持って早期発見・早期支援、さらには日常的に権利主体である障がいのある子どもを中心においてサポートしていくためには、家族・家庭（ファーストプレイス）ではない場所—セカンドプレイス（学校など）、サードプレイス（家庭・学校以外の居場所）において子どもと関わる人たちにいる支援者を事業対象の中心とすることが、地域に障がいのある子どものセーフティネットを張りめぐらせ、ネットワーク化していく鍵になるのではと考えるに至った。また、知的障がいだけでなく、発達障がいのある子どもの人数は増加の一途を辿っており、事前アンケートでも発達障がいのある子どもに関するであろう記述も多かったことから、事業対象を1年目の事業（オンライン連続セミナー）については、「知的・発達障がいのある子どもに関わる支援者」と位置づけた。障がいのある子どもが性暴力被害を受けた場合、あるいは加害行為を行った場合、身近なおとなである家族も実は支援対象で、子どもの日常を一緒に支えられるように体制づくりにも家族のサポートが重要になる。アンケートからは、家族の協力が得にくい状態（加害行為が身近なおとなで行われているケースが多いためなど）が明らかになっているが、日常的なケアやサポートには非加害親との協力関係は欠かせず、そのことを理解し、チームとして親のサポートも視野に入れながら有機的に関われる体制づくりが行えるセカンドプレイス、サードプレイススタッフを事業対象の中心にする絞り込みは妥当であると考えられる。</p>
事業設計の分析	③事業設計の妥当性	高い	<p>調査によって、過去に性暴力の事案に関わった人の多くは支援する側になって初めて性暴力防止に関して研修で学んだという人が多く、その内容は「性教育」が一位で、次が人権教育、三位が「障がいに関わる学び」で、実は「性暴力防止」について学んだ経験はほぼないことがわかった。その多くが所属機関全体で受けたものではないことも明らかになっており、共通認識を持たないままではチームとして機能することが難しい状況と言える。また、別な設問において「障がいのある子どもの権利」、「権利主体としての障がいのある子ども」という視点が脆弱と感じられる回答が多く見られた。これまで支援者同士が性暴力支援について語り合う機会が少ない状態で、心の中で葛藤を抱えながらも、言語化できずにきたことがインタビューで明らかになっている。2年目の事業から普及していくサークルズプログラムは、人との物理的・心理的距離の取り方を障がいのある子どもたちが学ぶためのツールで、中核となる考え方は「障がいのある子どもが権利主体として、自分で考え、選んでいく」ということである。子どもの身近で暮らすおとなが障がいのある子どもを権利主体と認識し、一貫性と継続性、さらに共感と思いやりを持ってそのサポートをする姿勢がなければ、ツールを使ったとしても効果を上げることはできない。そこで当初事業計画では講演会を考えていたが、権利主体としての障がいのある子ども、暴力・あるいは性暴力についての共通理解などベースとなる部分を丁寧に確認し、インプットするだけでなくアウトプット（語る）もしながら、時間をかけて学び落とす時間（ワークショップ的手法）が必要と考えるに至り、オンラインを使いながらコロナ禍においても安心して学べる連続セミナーを3年間継続して実践しつつ、当初計画のツールの有効性を高めていくこととする。</p>
	④事業計画の妥当性	高い	<p>事前調査の分析により、本事業の活動内容のうち、講演会の開催以外はツールに対するニーズも確認でき、十分に現実的な事業であることが確認できた。ただし、活動内容として組み込んでいた講演会については、調査結果から以下の4点が明らかになったことから、連続セミナーの開催に切替えることが妥当であると合意した。</p> <p>①支援者が障がいのある子どもへの性暴力に対して問題意識を持ちながらも、効果的な対応策が見当たらない状態で無力感を抱いている状態であること</p> <p>②障がいのある子どもが権利主体であるという意識が希薄な状態であること</p> <p>③チームとしてサポートしていくための共通認識・共通言語を持たず孤立している状態であること</p> <p>④なんとかしたいという思いがあるが、「障がいがあるから」という社会通念によって予防的観点でのアプローチに懐疑的であること</p> <p>上記の解決には、支援者が自分事としてとらえ、日常で障がいのある子どもと関わりながら、障がいのある子どもを権利主体として捉え、人権意識（自分は大切な存在と思う感覚）を育む意識・姿勢を土台として持つことが必要であると分析し、講演会という一方的に知識を得る形ではなくグループワークも取り入れながら、参加者同士が語り合い、聴きあい、つながることを可能にする連続セミナー（ゼロベース+5回の計6回のセミナー）の開催を3年間継続して行い、今後予定している障がいのある子どもからの境界線を育むツールの活用においても、性暴力防止という社会課題の解決においても有効性を高めていく。また、セミナーをオンラインで開催することで、COVID-19の状況如何に左右されることなく、社会課題の解決にむけたキーパーソンの育成・ネットワークの構築・強化の歩みを止めることなく実施できるとの結論を得た。</p>

事業計画の確認

重要性（評価の5原則）

最終受益者である障がいのある子どもに与えた影響・変化をキャッチしうる評価小項目・評価基準・測定方法が必要であると捉えている。日常的に子どもと関わる支援者に対して行うことが中心となると考えられるため、今後検討を重ねて、本事業実施後にも使いうるものとしていくことで合意している。

- ①事業全体の遂行において、一つひとつのプログラム実施に必要な目標設定、その達成度を見る評価小項目や評価基準・測定方法の設定が行われ、実施されているか
- ②障がいのある子どもへの性暴力を防止したいという事業対象者にとって必要な知識・スキル・情報の提供がなされているか（事業対象者の満足度と参加者）
- ③社会課題を取り巻く状況の変化をタイムリーに取り入れ、信用性・透明性を担保しながら情報提供ができていくかが検証され、改善し続けられているか
- ④連携やネットワークの創出は課題解決において重要で、その検証を行うための評価基準、測定方法の設定がおこなわれ、実施されているか
- ⑤日常の障がいのある子どもとの関わりの中で意識の変化やチャレンジ（行動変容）があったか（事業対象者の意識・意欲の持続度）についての評価小項目や評価基準・測定方法の設定が行われ、実施されているか
- ⑥最終受益者である障がいのある子どもの人権・障がいのある子どもが権利主体であると捉え直すことで日常に見えた子どもの変化について評価小項目・評価基準を設定されて、測定が行われているか
- ⑦サクセスストーリーの収集やそれらによる社会啓発による変化に関する評価指標を設定し、評価・分析が行われ、PDCAのサイクルで改善され続けているか
- ⑧事業対象者による評価、事業実施体制メンバー（事業実施者）による内部評価、評価担当者、さらには評価アドバイザーによる外部評価によって常にブラッシュアップしながら事業が進められているかどうかの検証と進捗・達成度の評価小項目や評価基準、評価時期・測定方法の設定が行われ、実施されているか
- ⑨実施状況の適切性を検証が評価基準・測定方法が設定されて測定が行われているか

今後の事業にむけて

事業実施における留意点

コロナ禍の状況に左右されることなく、事業を実施できるようにオンラインを有効に活用しながら進めていくことができるよう、オンラインによるセミナー等のテクニカル部分についてもスキルアップしていく必要があると考えている。また、事業計画の妥当性でも述べたように、オンライン連続セミナーで障がいのある子どもへの性暴力防止に「権利主体として障がいのある子どもを捉える」揺るがない軸を持つキーパーソンづくりは三年間の事業内で継続し、さらにその後もブラッシュアップしながら取り組んでいき、関西だけでなく、全国各地でネットワークが構築され、予防的観点での取組みを促進されることで、障がいのある子ども、そしてその家族が暗くなる理由をなくしていくことをめざしていくことが必要と考える。そのために、セミナー参加者の満足度や意欲について評価を行い、セミナー参加への意欲を高めていくことが重要と捉えている。また、性暴力が起きてからの支援においては、長期的なスパンでの他機関連携で家族を含めて、支援していく体制が必要で、事業実施において社会啓発を積極的に行い、データを根拠とした政策提言等が行えるよう、取り組む必要がある。

添付資料